



医療 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係
☎476-1111(134)



柔道整復師の施術を受けるとき

健康保険の対象になる場合と、ならない場合があります！



『柔道整復師』は医師ではありませんが、医療機関で受診するのと同様に、窓口で保険証などを提示すると、自己負担割合分を払うだけで施術を受けられる場合があります。柔道整復師が患者に代わって、療養費を国保に請求する『受領委任』が認められているからです。

<p>☆国保が使える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ねんざ ・肉離れ ・打撲 ・骨折、脱臼の応急手当て 		<p>☆医師の同意がある場合に国保が使えるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨折 ・脱臼
<p>☆国保が使えない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・単なる肩こり ・慰安目的のあん摩、マッサージ目的の利用 ・病気（神経痛、リウマチ、五十肩、関節炎など）からくる痛み ・症状の改善の見られない長期の治療 など 		



注意

国保が使えない場合、『健康保険が使える』と説明を受け整骨院・接骨院を受診されても、その治療費は全額または一部を自己負担していただくことがあります。その場合、後日整骨院・接骨院から請求されるか、もしくは国保から請求させていただくことになります。

介護 みんなで支える介護保険 No182

問 保健福祉課 介護福祉係
☎476-1111(141)

◆大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業実績についての報告（利用者の1割または2割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）	5,020人	平成29年11月末日 現在	
要介護（支援）認定者	984人		
給付実績	在宅介護サービス費	43,330,323円	平成29年10月の 給付実績
	施設介護サービス費	59,291,497円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	35,495,630円	
	介護サービス費 合計	138,117,450円	

◆老人クラブ活動についてのご案内

老人クラブは戦後間もない頃、社会と経済の混乱の状況の中で、高齢者が自ら集い新たな役割を求めて誕生した自主組織です。町には19の老人クラブがあり、健康・友愛・奉仕を3本柱に下記のようなさまざまな活動をしています。老人クラブへの加入をお待ちしております。

健康（生きがいと健康づくり）	グラウンドゴルフ、ゲートボール、いきいきシルバースポーツ大会など
友愛（相互に支え合い）	独居老人宅訪問、交通安全立哨、世代間交流など
奉仕（社会貢献）	公園清掃、花壇の花植え、雑巾配布、芝刈り、空き缶拾いなど
その他	花見、忘年会、親睦旅行、フラワーアレンジメント講習など